

令和6年10月25日  
消防局総務部職員課

### 職員の処分について

本日、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

1 職 員 消防局係長（40代）

2 処分の内容 懲戒免職

3 処分事由

当該職員は、令和6年9月26日、飲酒し酒に酔った状態で自転車を窃盗し、当該自転車を運転していたところ、警察に呼び止められ、その後、窃盗の容疑で逮捕されたもの。

4 管理監督者の処分

(1) 処分の内容

局長級職員：文書訓戒

部長級職員：口頭訓戒

課長級職員：口頭訓戒

(2) 処分事由

部下職員に対する指導監督が不十分であったもの。

**【問い合わせ先】**

職員課長（永野）、人事係長（後藤）

電話 092-725-6530（内線 6530）